

## 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十五号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「森林研究室長」の下に「、研究企画幹、副研究所長」を加え、「感染症室長」を「感染症検査室長」に改める。

別表第一専決事項の欄第二十三号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同欄第二十六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄第二十七号中「第八条」を「第七条」に改め、同欄第三十八号中「第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第五十六号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄10中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同表保健所長の項第八号委任事務の欄14中「別表第一第一号イ(1)(五)(ハ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(ホ)(三)(同号イ(2)(一)(ホ)の規定により同号イ(1)(一)(ホ)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄15中「別表第一第一号イ(1)(八)(ハ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(ヌ)(イ)(同号イ(2)(一)(チ)の規定により同号イ(1)(一)(ヌ)から(一)(ウ)までの規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄16中「別表第一第一号イ(1)(九)(ロ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(ル)(二)(同号イ(2)(一)(リ)の規定により同号イ(1)(一)(ル)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄17中「別表第一第一号イ(1)(十)(イ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(七)(i)(同号イ(2)(一)(ヌ)の規定により同号イ(1)(一)(七)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄18中「別表第一第一号イ(6)(二)」を「別表第一第一号イ(1)(六)(ロ)(同号イ(2)(六)の規定により同号イ(1)(六)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同表計量検定所長の項事務の種類の中「、計量法施行規則」を「及び計量法施行規則」に改め、「及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号。以下この項において「検定検査規則」という。）」を削る。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄7中「第五条の二第一項」を「第十五条の二」に改め、「、県農業会議の意見を聴き」を削り、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「許可する」を「許可し、又は協議

する」に改め、同欄8及び9中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第四号専決事項の欄1中「、県農業会議の意見を聴いて」を削り、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄2中「、県農業会議の意見を聴いて」を削り、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄3中「県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項の都道府県機構」に改め、同欄6中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「11から14まで」を「7から10まで」に改め、同欄8及び9中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号委任事務の欄1中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同欄2中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同欄3中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同欄4中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同欄5中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同欄6中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき、」の下に「組合又は」を加え、同欄7中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に改め、同欄中10を削り、11を10とし、12から14までを11から13までとし、同欄15中「議決」を「決議」に改め、同欄15を同欄14とし、同欄中16を15とし、17から19までを16から18までとし、同号専決事項の欄3中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同欄4中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改め、同欄5中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄13中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄11を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第十一条の五十一第四項の規定に基づき、農業経営規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号専決事項の欄10中「第十条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第十一条の四十八第四項の規定に基づき、宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号専決事項の欄9中「第十条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「第

十一條の二十六」を「十一條の四十五」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「十一條の二十六」を「十一條の四十五」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6中「十一條の二十六」を「十一條の四十五」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第十一條の四十二第四項の規定に基づき、信託規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同項に次の二号を加える。

<p>二十四 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の施行に関する事務</p>		<p>地域再生法第十七條の十五第四項の規定に基づき、認定市町村が作成する地域農林水産業振興施設整備計画（一の地域農林水産業振興施設の用に供する土地に四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地を含むものを除く。）について同意すること。</p>
<p>二十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二十条第三項の規定に基づき、登録検査機関から農産物検査に係る報告を受理すること。</p> <p>2 法第三十条第一項の規定に基づき、農産物の生産者等に対し、その業務の状況に関する報告をさせること。</p> <p>3 法第三十条第二項の規定に基づき、登録検査機関に対し、農産物検査の業務又は経理の状況に関する報告をさせること。</p> <p>4 法第三十一条第一項の規定に基づき、職員に、農産物の生産者等のほ場等に立ち入り、農産物等を調査させ、又は関係者に質問させること。</p>

		<p>5 法第三十一条第二項の規定に基づき、職員に、登録検査機関の事務所等に立ち入り、業務の状況等を調査させ、又は関係者に質問させること。</p>
--	--	---

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄中21を22とし、3から20までを4から21までとし、2の次に次のように加える。

3 法第三十五条の規定に基づき、漁業権者の休業の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第三号専決事項の欄中23を25とし、22を24とし、21を23とし、同欄20中「第三十一条第三項」の下に「(同条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄20を同欄22とし、同欄19を同欄20とし、その次に次のように加える。

21 規則第三十一条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、試験研究等を行うための採捕の許可の申請書を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第三号専決事項の欄中18を19とし、15から17までを16から18までとし、14の次に次のように加える。

15 規則第十七条第二項(規則第三十一条第八項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可証の返納ができない理由を記載した書面を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中44を59とし、28から43までを43から58までとし、27を41とし、その次に次のように加える。

42 法第九十一条第五項の規定に基づき、連合会の会員がいなくなったこと又は認可の申請がなかったことによる解散の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中26を35とし、その次に次のように加える。

36 法第八十五条の九第三項の規定に基づき、裁判所からの囑託を受け調査する  
こと。

37 法第八十五条の九第四項の規定に基づき、裁判所に対し、意見を述べること。

38 法第八十五条の十の規定に基づき、清算終了の届出を受理すること。

39 法第八十七条の二第一項の規定に基づき、監查事業を認可すること。

40 法第八十七条の三四項の規定に基づき、連合会が認可対象会社を子会社と  
することについて認可すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中25を34とし、22から24までを31から33までとし、21を29とし、その次に次のように加える。

30 法第五十八条の二第二項（法第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合及び子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中20を27とし、その次に次のように加える。

28 法第五十四条の二第七項（法第五十四条の四第四項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信用事業の全部を譲渡した旨の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中19を26とし、13から18までを20から25までとし、12を18とし、その次に次のように加える。

19 法第十七条の十一第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合員の共済に関する事業を行う組合の契約条件の変更を承認すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中11を17とし、10を16とし、9を14とし、その次に次のように加える。

15 法第十七条の三（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中8を10とし、その次に次のように加える。

11 法第十五条の十八第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済計理人に対し、意見書の写しについて説明を求め、職務に属する事項について意見を求めること。

12 法第十五条の十九（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済計理人の解任を命ずること。

13 法第十七条第四項の規定に基づき、同条第一項の条件を欠くに至った旨の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中7を8とし、その次に次のように加える。

9 法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

3 法第十一条の四第四項（法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信用事業規程の変更の届出を受理す

をいふ。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄16中「、10の処分をすることについて」を削り、同表建築安全センター所長の項第十六号専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項に次の一号を加える。

十八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）	1 法第二十九条第一項及び第三十六条第一項の規定による認定並びに法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請を受理し、当該申請の取下げを受けること。	
	2 法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をすること。	
	3 法第三十条第二項及び第三項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申出を受理し、及び当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知す	

---

ること。

4 法第三十二条の規定に基づき、認定建築主に対し、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。

5 法第三十三条の規定に基づき、認定建築主に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

6 法第三十四条の規定に基づき、法第三十条第一項の認定を取り消すこと。

7 法第三十六条第二項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

8 法第三十七条の規定に基づき、法第三十六条第二項の認定を取り消すこと。

9 法第三十八条第一項の規定に基づき、法第三十六条第二項の認定を受けた者に

---

対し、報告させ、又は職員に、基準適合認定建築物等に立ち入り、基準適合認定建築物等を検査させること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。